

ライフステージ対応資金 再生支援貸付

1 目 的

景気低迷の長期化などの厳しい経済情勢や金融環境の変化などにより、経営の維持に支障が生じている若しくは支障が生じる懸念のある中小企業者に対し、再生に必要な資金の融資の円滑化を図ることにより、経営の維持・安定に資する。

2 融 資 対 象

- (1) 北海道中小企業再生支援協議会の支援を受け策定した再生事業計画に基づいて経営再建を図る中小企業者等
- (2) 経営安定（倒産防止）特別相談室を設置する商工会議所又は北海道商工会連合会の推薦を受けた中小企業者等

3 融 資 条 件

融資条件は次の表のとおりとする。

資 金 使 途	事業資金（道制度融資の借換えに要する資金を含む）
融 資 金 額	1億円以内
融 資 期 間	1年超10年以内（うち据置2年以内）
融 資 利 率	金融機関所定の利率
担保及び償還方法	取扱金融機関の定めるところによる。
信 用 保 証	すべて信用保証協会の保証付きとする。
保 証 料 率	年0.45%～1.90%（9段階） 事業再生円滑化関連保証を利用する場合 1.76% （信用保証協会が定める要件に該当する場合は、上記から0.1%又は0.2%割り引く）

4 融資の申込み

本貸付の融資の申込方法は「あっせん申込み」又は「直接申込み」（融資対象(2)の場合は「あっせん申込み」とし、申込みに必要な書類は次のとおりとする。

なお、取扱金融機関及び信用保証協会は、融資審査上あるいは保証審査上必要と認める場合には、添付書類とは別に資料等の提出を求めることができるものとする。

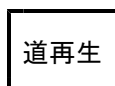
●添付書類

融資対象区分	決算書等 2期分(※)	登記簿謄本 (登記事項証明書)	(設備資金の場合) 見積書又は 契約書	確 認 書 (別紙第3号様式)	推 薦 書 (別紙第4号様式)	その他必要と認める書類
(1)	○	○	○	○		再生事業計画書
(2)	○	○	○		○	

(※) 2期分の決算又は申告が終了していない者にとっては、提出可能な決算書等（提出可能な決算書等がない場合は不要）及び直近の試算表とする。

5 取 扱 表 示

次の表示を付して取り扱うものとする。



取 扱 細 目

1 融資対象(2)について

(1) 制度の適用

経営の維持に支障が生じ、別表に掲げる商工会議所及び北海道商工会連合会に設置されている経営安定（倒産防止）特別相談室において、商工調停士（経営安定（倒産防止）特別相談室を設置する商工会議所及び北海道商工会連合会が中小企業の経営安定に係る相談、指導等を総括するために委嘱する者をいう。）の指導を受けている中小企業者等のうち、取引金融機関の支援体制が確保されているなど、再建の見込み

がある者に対して適用するものとする。

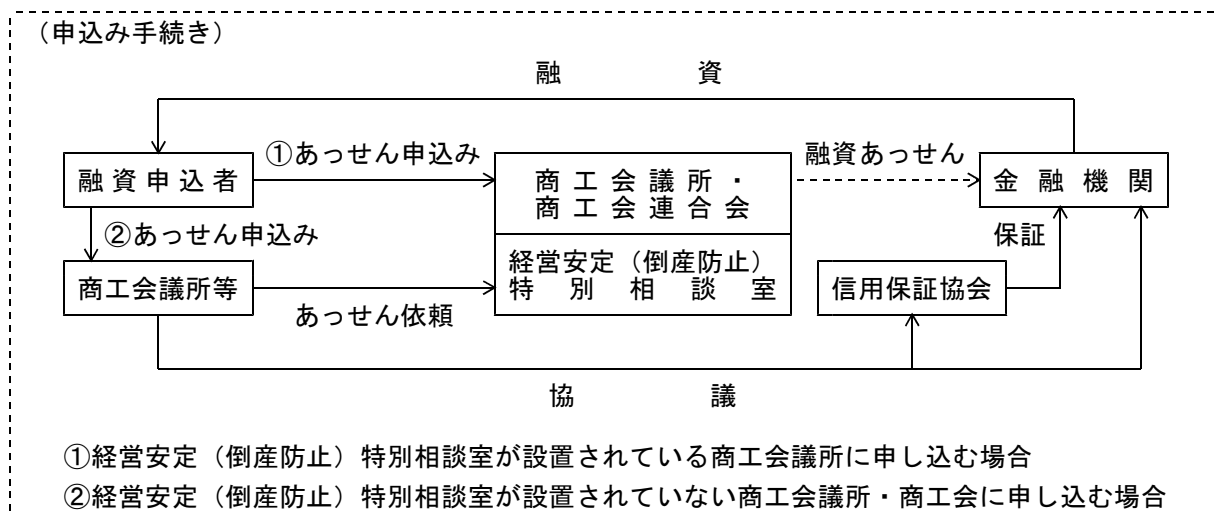
(2) 融資あっせんの手続き

ア 融資あっせん申込みを受けた商工会議所又は商工会は、申込企業の経営内容について調査、分析等を行うものとする。

イ 経営安定（倒産防止）特別相談室の設置されていない商工会議所は、アの調査、分析等の結果により、取扱金融機関及び信用保証協会と事前協議し、融資対象となる申込みがある場合には、当該商工会議所の所見を付した上で、別表の区分により、経営安定（倒産防止）特別相談室の設置されている商工会議所に融資あっせんの依頼を行うものとする。

ウ 商工会は、アの調査、分析等の結果により、取扱金融機関及び信用保証協会と事前協議し、融資対象となる見込みがある場合には、当該商工会の所見を付した上で、北海道商工会連合会に融資あっせんの依頼を行うものとする。

エ 融資あっせんの依頼を受けた商工会議所及び北海道商工会連合会は、依頼を受けた案件の処理状況等について、依頼のあった商工会議所又は商工会へ通知するものとする。



(3) 事後指導

融資を受けた中小企業者は、必要に応じ、商工調停士の事後指導を受けるものとする。ただし、経営安定（倒産防止）特別相談室の設置されていない商工会議所及び商工会の地域における中小企業者については、指導を受けた商工調停士の指示により地元の商工会議所又は商工会の事後指導を受けるものとする。

別表

経営安定（倒産防止）特別相談室の設置箇所及び担当地域

設置箇所		担当地域
札幌商工会議所		札幌、千歳、恵庭、石狩商工会議所区域
江別商工会議所		江別、岩見沢、美唄商工会議所区域
芦別商工会議所		芦別、歌志内商工会議所区域
室蘭商工会議所		室蘭、伊達、登別商工会議所区域
釧路商工会議所		釧路商工会議所区域
根室商工会議所		根室商工会議所区域
紋別商工会議所		紋別、遠軽商工会議所区域
網走商工会議所		網走商工会議所区域
稚内商工会議所		稚内商工会議所区域
旭川商工会議所		旭川、深川、留萌、富良野商工会議所区域
名寄商工会議所		名寄、士別商工会議所区域
小樽商工会議所		小樽、余市、岩内、倶知安商工会議所区域
苫小牧商工会議所		苫小牧、浦河商工会議所区域
北見商工会議所		北見、美幌、留辺蘂商工会議所区域
帯広商工会議所		帯広商工会議所区域
北海道 商工会 連合会	本部	空知総合振興局、石狩振興局、後志総合振興局、胆振総合振興局及び日高振興局管内商工会区域
	道南分室	渡島総合振興局及び檜山振興局管内商工会区域
	道北分室	上川総合振興局、留萌振興局及び宗谷総合振興局管内商工会区域
	網走分室	オホーツク総合振興局管内商工会区域
	十勝分室	十勝総合振興局管内商工会区域
	釧路分室	釧路総合振興局及び根室振興局管内商工会区域

(別紙第3号様式)

再生支援貸付の融資に係る確認書 (融資対象(1))

企業名		代表者	
所在地		電話	

主要取引金融機関本・支店名			
支店長名		担当者	

再生事業計画策定年月		融資希望時期	
計画期間	年間	返済方法	年 か月 (うち据置)
	年 月期～ 年 月期	資金使途	設備 千円
融資希望金額	千円		運転 千円

当社の現状、問題点

--

再生事業計画の概要 (別途再生事業計画を添付)

--

上記内容は、当機関の支援により策定した計画に相違ありません。

平成 年 月 日

(支援機関名)

印

(別紙第4号様式)

再生支援貸付の融資に係る推薦書
(融資対象(2))

平成 年 月 日

取扱金融機関の(支店)長
様
北海道信用保証協会会長

商 工 会 議 所 会 頭 印
(北海道商工会連合会会長)

次の者は、当商工会議所(商工会連合会)の経営安定(倒産防止)特別相談室における調査及び指導等の結果、再生支援貸付の融資の対象に適するものと認められるので、商工調停士の所見を付して推薦します。

企業名				代表者		
所在地				電 話		
業 種				資本金	千円	従業員 人
創業年月日	年	月	日	融資希望額	千円	
商工調停士の所見(担当商工調停士名 印)						